

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
第 1 の 1 指定地域密着サービスの事業の一般原則	☐ 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。◆平18厚労令34第3条第1項 ☐ 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。◆平18厚労令34第3条第2項 ☐ 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。◆平18厚労令34第3条第3項 ☐ 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第218条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。◆平18厚労令34第3条第4項	適・否	責任者等体制の有・無 研修等実施の有・無
第 1 の 2 基本方針 〈法第78条の3第1項〉	☐ 地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。◆平18厚労令34第109条第1項 ☐ 安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。◆平18厚労令34第109条第2項	適・否	
第 1 の 3 暴力団の排除	☐ 管理者及び従業者（利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか。◆平25市条例44第3条第2項 ☐ 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。◆平25市条例44第3条第2項	適・否	
第 2 人員に関する基準 〈法第78条の4第1項〉 1 通則（用語の定義）	以下、用語の定義を理解しているか。 ☐ 常勤換算方法 ◆平18解釈通知第2の2（1） 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。 ☐ 「勤務延時間数」◆平18解釈通知第2の2（2） 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数を上限とすること。	適・否	【常勤換算方法】 併設事業所への兼務者の有・無 （有の場合）当該事業所の勤務時間のみを勤務延時間数に算入しているか ⇒（はい・いいえ） 【勤務延時間数】 常勤の従業者が勤務すべき時間数 週 時間

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	□ 「常勤」 ◆平18解職通知第202 (3) 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。 ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定認知症対応型通所介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所が併設されている場合、指定認知症対応型通所介護事業所の管理者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 □ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 ◆平18解職通知第2の2 (4) 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。 □ 「前年度の平均値」 ◆平18解職通知第2の2 (5) 人員数を算定する場合の使用する「利用者数」は、前年度（4月1日～翌年3月31日）の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数（小数第2位以下を切上げ）とする。 【新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者の場合】 前年度において1年未満の実績しかない場合の利用者数の算出は以下のとおり ・新設又は増床の時点から6月未満の間 … ベッド数の90% ・新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間 … 直近の6月における全利用者数の延数を6月間の日数で除して得た数 ・新設又は増床の時点から1年以上経過している場合 … 直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数 ・減床の場合（減床後の実績が3か月以上ある場合）… 減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数		育休や短時間勤務制度等を利用している従業者がいる場合の常勤（換算）は、通知やQ&Aどおりか 【前年度の利用者数の平均値】 _____人 （小数第2位以下を切上げ） ※新設等の場合は左記のとおり算出しているか
2 従業者の員数	指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 <u>生活相談員</u> □ 生活相談員は、1以上配置しているか。 ◆平18厚労令34第110条第1項第1号 □ 生活相談員のうち1人以上の者は、常勤の者であるか。 ◆平18厚労令34第110条第3項 ◎ 当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ◆平18厚労令34第110条第8項 ◎ サテライト型特定施設の生活相談員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ◆平18厚労令34第110条第7項 一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しく	適・否	入居定員 _____人 点検時点入居者数 _____人 ※前年度の平均入居者数 _____人 生活相談員員数 _____人 うち常勤 _____人

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
	は言語聴覚士又は介護支援専門員 二 介護医療院 介護支援専門員		
	看護・介護職員 □ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であるか。 ◆平18厚労令34第110条第1項第2号イ ◎ 利用者の数は前年度の平均値とする。但し新規に指定を受ける場合は推定数による。◆平18厚令34第110条第2項 【生産性向上に取り組む施設における看護職員及び介護職員の員数の柔軟化】 □ 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は常勤換算方法で、利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに0.9以上となっているか。 ◆平11厚労令34第110条第11項 1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 イ 利用者の安全及びケアの質の確保 ロ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮 ハ 緊急時の体制整備 ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検 ホ 地域密着型特定施設従業者に対する研修 2 介護機器を複数種類活用していること。 3 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。 4 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。 ◎ 生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討したうえで、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定地域密着型特定施設に係る当該指定地域密着型特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに 0.9 以上であることと規定したものである。適用に当たっての留意点等については、別途通知（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について）によるものとする。◆平18解職通知第3の6の1（4）	適・否	必要員数 人 常勤数 人 非常勤 人 （常勤換算数） 利用者数（前年度） 人
	看護職員 □ 看護職員の数は、常勤換算方法で、1以上であるか。 ◆平18厚労令34第110条第1項第2号ロ □ 看護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上は、常勤の者であるか。ただし、サテライト型特定施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。◆平18厚労令34第110条第4項 ◎ 当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ◆平18厚労令34第110条第8項	適・否	常勤数 人 非常勤 人 （常勤換算数） 業務状況（ ）

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	介護職員 ☐ 介護職員は、常に1以上配置されているか。 ◆平18厚労令34第110条第1項第2号ハ ☐ 介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員のうち1人以上は、常勤の者であるか。ただし、サテライト型特定施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。◆平18厚労令34第110条第4項 ◎ 当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ◆平18厚労令34第110条第8項	適・否	常勤数 人 非常勤 人 (常勤換算数) 兼務状況 ()
	機能訓練指導員 ☐ 機能訓練指導員は、1以上配置しているか。 ◆平18厚労令34第110条第1項第3号 ☐ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。 ◆平18厚労令34第110条第5項 ◎ 当該事業所における他の職務に従事することができるものとする。◆平18厚労令34第110条第5項 ◎ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師きゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限る。）であること。 ◆平18解職通知第3の6の1(5) ◎ 当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ◆平18厚労令34第110条第8項 ◎ サテライト型特定施設の機能訓練指導員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ◆平18厚労令34第110条第7項 一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 二 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） 三 介護医療院 介護支援専門員	適・否	常勤数 人 非常勤 人 (常勤換算数) 資格 理学 作業 言語 看護 柔整 あん摩 兼職状況 () 兼務状況 ()
	計画作成担当者 ☐ 計画作成担当者は、1以上配置しているか。◆平18厚労令34第110条第1項第4号 ☐ 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものであるか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 ◆平18厚労令34第110条第6項 ◎ 当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ◆平18厚労令34第110条第8項 ◎ サテライト型特定施設の計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ◆平18厚労令34第110条第7項 一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若	適・否	常勤数 人 非常勤 人 (常勤換算数) 専任の員数 人 介護支援専門員資格 有・無 兼務状況 ()

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 二 病院介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） 三 介護医療院 介護支援専門員 ◎ 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ◆平18厚労令34第110条第10項		
3 併設小規模多機能型居宅介護事業所等での従事	□ 地域密着型特定施設の従業者が、併設する小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する場合、当該地域密着型特定施設の必要員数を満たす従業者を置くほか、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、その人員基準を満たしているか。 ◆平18厚労令34第110条第9項	適・否	併設小規模等との兼務【有・無】
4 管理者	□ 指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。◆平18厚労令34第111条 ◎ 指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等本体施設の職務若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。 ◆平18厚労令34第111条	適・否	氏名 □ 常勤専従 □ 兼務の場合の兼務の内容 ()
第3 設備に関する基準 ＜法第78条の4第2項＞	□ 指定地域密着型特定施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。◆平18厚労令34第112条第1項 □ 前記の規定にかかわらず、福知山市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定地域密着型特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めているか。 ◆平18厚労令34第112条第2項 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等の火災が発生する恐れのある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。	適・否	届出図面と変更ないか
	介護居室 □ 介護居室は、次の基準を満たしているか。 イ 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするすることができる。 ◆平18厚労令34第112条第4項第1号イ ◎ 利用者の処遇上必要と認められる場合とは、例えば、夫婦で居室を利用するなどの場合であって、事業所の都合により一方的に2人部屋とすることはできない。 ◆平18解職通知第3の6の2（1） ◎ 基準附則第9条により、既存の特定施設で平成18年4月1日から地域密着型特定施設とみなされる定員4人以下の介護居室については、個室とする規定を適用しないものとする。 ◆平18解職通知第3の6の2（1） □ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。 ◆平18厚令34第112条第4項第1号ロ ◎ 「適当な広さ」については、利用者の選択に委ねることとする。	適・否	直近レイアウト変更 年 月 広さの説明文書

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる。 ◆平18解釈通知第3の6の2（2） ☐ 地階に設けていないか。◆平18厚労令34第112条第4項第1号ハ ☐ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面しているか。◆平18厚労令34第112条第4項第1号ニ		有・無
	一時介護室 ☐ 介護を行うために適当な広さを有しているか。 ◆平18厚労令34第112条第4項第2号 ◎ 他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合は、一時介護室を設けないことができる。 ◆平18厚労令34第112条第3項	適・否	広さの説明文書 有・無
	浴室 ☐ 身体が不自由な者が入浴するのに適したものであるか。 ◆平18厚労令34第112条第4項第3号 ◎ 利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室を利用できる場合は、浴室を設けないことができる。 ◆平18厚労令34第112条第3項	適・否	特浴の有・無
	便所 ☐ 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。 ◆平18厚労令34第112条第4項第4号	適・否	
	食堂 ☐ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。 ◆平18厚労令34第112条第4項第5号 ◎ 利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の食堂を利用できる場合は、食堂を設けないことができる。 ◆平18厚労令34第112条第3項	適・否	広さの説明文書 有・無
	機能訓練室 ☐ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。 ◆平18厚労令34第112条第4項第6号 ◎ 他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合は、機能訓練室を設けないことができる。 ◆平18厚労令34第112条第3項	適・否	広さの説明文書 有・無
	消火設備等 ☐ 指定地域密着型特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。◆平18厚令34第112条第5項 ◎ 「利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造」とは、段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされていることをいうものである。◆平18解釈通知第3の6の2（3） ☐ 指定地域密着型特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。◆平18厚労令34第112条第6項 ◎ 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。 ◆平18解釈通知第3の2の2の2（3）準用	適・否	
第4 運営に関する基準 ＜第78条の4第2項＞ 1 内容及び手続の説明及び	☐ あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか。 ◆平18厚労令34第113条第1項	適・否	利用者 ☐人中 重要事項説明書 ☐人分有 重要事項説明書

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
契約の締結等	☐ 前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。◆平18厚労令34第113条第2項 ☐ より適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ前々項の契約に係る文書に明記しているか。 ◆平18厚労令34第113条第3項		★運営規程と不整合ないか ☐ 職員の職種・員数 ☐ 利用料・その他費用
2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等	☐ 正当な理由なく入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んでいないか。◆平18厚労令34第114条第1項 ☐ 入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。 ◆平18厚労令34第114条第2項 ☐ 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合、適切な病院又は診療所の紹介、その他適切な措置を速やかに講じているか。◆平18厚労令34第114条第3項 ☐ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。 ◆平18厚労令34第114条第4項	適・否	過去 1 年間に利用申込みを断った事例 有・無
3 受給資格の確認	☐ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 ◆平18厚労令34第3条の10第1項準用 ☐ 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するように努めているか。◆平18厚労令34第3条の10第2項準用	適・否	対処方法確認 （申込時にコピー等） 記載例あるか。 あれば当該事例の計画確認
4 要介護認定の申請に係る援助	☐ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。◆平18厚労令34第3条の11第1項準用 ☐ 申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の11第1項後段準用 ☐ 指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認める時は利用者の要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。◆平18厚労令34第3条の11第2項準用	適・否	事例あるか。あればその際の対応内容
5 サービスの提供の記録	☐ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定地域密着型特定施設の名称を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。 ◆平18厚労令34第116条第1項、平18解職通知第3の6の3(3)① ☐ 提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 ◆平18厚労令34第116条第2項、平18解職通知第3の6の3(3)② ◎記載すべき事項 ☐ サービスの提供日 ☐ サービスの内容	適・否	被保険者証の記載状況の確認 記録の確認

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	☐ 利用者の状況 ☐ その他必要な事項		
6 利用料等の受領	☐ 法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。◆平18厚労令34第117条第1項 ☐ 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。 ◆平18厚労令34第117条第2項 ☐ 下記に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 ◆平18厚労令34第117条第3項、同第4項 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上便宜に要する費用 二 おむつ代 三 その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの ◎ <u>保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められない。</u> ◎ 上記三の費用の具体的な範囲については、以下通知を参照 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12老企54号） 「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費について」（平成12老企52号）	適・否	領収証確認（原則1割又は2割若しくは3割の額となっているか） 償還払の対象で10割徴収の例 【有・無】 左記1～3の費用の支払いを受けている利用者 人中 同意書 人分有
7 保険給付の請求のための証明書の交付	☐ 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 ◆平18厚労令34第3条の20準用	適・否	法定代理受領サービス以外の利用者 有・無
8 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針	☐ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。◆平18厚労令34第118条第1項 ☐ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。◆平18厚労令34第118条第2項 ☐ 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 ◆平18厚労令34第118条第3項 ☐ 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいいないか。 ◆平18厚労令34第118条第4項 ☐ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 ◆平18厚労令34第118条第5項 ◎ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の	適・否	過去1年の身体拘束を行った件数 件 身体拘束の記録 適・否 身体的拘束廃止の取組 有・無

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	確認等の手続を極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。 ◆平18解職通知第3の6の3(5)① ☐ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。◆平18厚労令34第118条第6項第1号 ◎ 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。 なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行するうえで支障がないと考えられる者を選任すること （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 なお、身体的拘束等適正化検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。身体的拘束等適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束等適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。 また、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 指定地域密着型特定施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のようなことを想定している。 ◆平18解職通知第3の6の3(5)② ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ③ 身体的拘束等適正化委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。 ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 ☐ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ◆平18厚労令34第118条第6項第2号		身体的拘束適正化検討委員会 開催頻度 ____回/____月 委員会構成メンバー ・ ・ ・ ・ ・ ・

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	◎ 指定地域密着型特定施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ◆平18解職通知第3の6の3(5)③ ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ⑤ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 □ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。◆平18厚労令34第118条第6項第3号 ◎ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定地域密着型特定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域密着型特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。 ◆平18解職通知第3の6の3(5)④ □ 自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。◆平18厚労令34第118条第7項		身体的拘束等の適正化のための指針 【 有 ・ 無 】 □左記の必要な項目が網羅されているか 研修（年2回以上必要） 年 月 日 年 月 日 新規採用時の研修の有無 【 有 ・ 無 】
9 地域密着型特定施設サービス計画の作成	□ 管理者は、計画作成担当者に地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。◆平18厚労令34第119条第1項 □ 計画作成担当者は、地域密着型サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握しているか。◆平18厚労令34第119条第2項 □ 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議のうえ、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しているか。◆平18厚労令34第119条第3項 □ 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。◆平18厚労令34第119条第4項 □ 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しているか。 ◆平18厚労令34第119条第5項 □ 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行っているか。◆平18厚労令34第119条第6項	適・否	【アセスメント】 ・方法・様式 () ・記録の有・無 【担当者会議】 □全関連職種から意見聴取しているか 【計画内容】 □利用者の希望を十分に勘案できているか □介護保険給付外のサービス等も含めた総合的なサービスの計画になっているか 利用者 □ 人中 介護計画 □ 人分有 介護計画 □ 人分中 同意・交付の署名等 □ 人分有 ※特に交付が記録で確認できるか

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
			介護計画の見直し 頻度（モニタリング記録を確認）⇒概ね□箇月ごと
10 介護	☐ 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 ◆平18厚労令34第120条第1項 ☐ 利用者の人格を十分に配慮して実施しているか。◆平18解釈通知第3の6の3(7)① ☐ 自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴又は清しきをしているか。◆平18厚労令34第120条第2項 ☐ 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。◆平18厚労令34第120条第3項 ☐ 利用者に対し、食事、離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行っているか。◆平18厚労令34第120条第4項	適・否	入浴の頻度 （週 回） 排泄の状況 オムツ（ ）人 ポータブルトイレ（ ）人 入所者の心身の状況、要望に応じたものか
11 機能訓練	☐ 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。 ◆平18厚労令34第121条	適・否	
12 健康管理	☐ 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。◆平18厚労令34第122条	適・否	
13 相談及び援助	☐ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。◆平18厚労令34第123条 ◎ 社会生活に必要な支援…入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス、必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談 ◆平18解釈通知第3の6の3(8)	適・否	
14 利用者の家族の連携等	☐ 常に利用者の家族との連携(◎1)を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保(◎2)するように努めているか。 ◆平18厚労令34第124条 ◎1…利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況の家族への定期的な報告等 ◎2…事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等 ◆平18解釈通知第3の6の3(9)	適・否	左記◎1【有・無】 左記◎2【有・無】
15 利用者に関する市町村への通知	☐ 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。◆平18厚労令34第3条の26準用 1 正当な理由なしに指定地域密着型特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進せたと認められるとき。 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適・否	左記1又は2に該当する事例【有・無】
16 緊急時の対応	☐ 現に指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。◆平18厚労令34第80条準用 ◎ 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましい。 ◆平18解釈通知第3の4の4(12)準用 ☐ 協力医療機関との間で、緊急時において円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めているか。◆平18解釈通知第3の4の4(12)準用	適・否	マニュアル【有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
17 管理者の責務	□ 管理者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業員の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っているか。◆平18厚労令34第28条第1項準用 □ 管理者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業員に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。◆平18厚労令34第28条第2項準用	適・否	
18 運営規程	□ 指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。◆平18厚労令34第125条 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業員の職種、員数及び職務内容 三 入居定員及び居室数 四 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ◎ 介護の内容は、入浴の介護の1週間における回数等のサービス内容を指すものであること ◆平18解釈通知第3の6の3 (10) ① 五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 六 施設の利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 非常災害対策 ◎ 非常災害に関する具体的計画を指すものであること ◆平18解釈通知第3の6の3 (10) ② 九 虐待の防止のための措置に関する事項 十 その他運営に関する重要事項 ◎ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続等を定めておくことが望ましい。◆平18解釈通知第3の6の3 (10) ③	適・否	直近改正 年 月 実際の運用との整合性 【適・否】 重要事項説明書との整合性 【適・否】
19 勤務体制の確保等	□ 利用者に対し、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めているか。◆平18厚労令34第126条第1項 ◎ 従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。◆平18解釈通知第3の6の3 (11) ① □ 指定地域密着型特定施設の従業員によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しているか。 ただし、当該事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。◆平18厚労令34第126条第2項	適・否	各月の勤務表 【有・無】 勤務表の要件の具備 【適・否】
・業務委託	□ 前項ただし書の規定により業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。◆平18厚労令34第126条第3項 ◎ 当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。 なお、給食、警備等の指定地域密着型特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りではない。◆平18解釈通知第3の6の3 (11) ② イ 当該委託の範囲 ロ 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ハ 受託者の従業員により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨 ニ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨 ホ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨 ヘ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故		委託【有・無】 内容) () 上記委託契約書 【有・無】 委託契約書内の左記イ～トの記載 【有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	が発生した場合における責任の所在 ト その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 ☐ 上記ハ（点検・確認）及びホ（改善）の確認の結果の記録を作成しているか。◆平18解職通知第3の6の3（11）③ ☐ 上記ニ（受託者への指示）の指示は文書により行っているか。 ◆平18解職通知第3の6の3（11）④ ☐ 上記ハ（点検・確認）及びホ（改善）の確認の結果の記録を2年間保存しているか。◆平18解職通知第3の6の3（11）⑤		点検・確認、改善の記録 【有・無】 受託者への指示の記録 【有・無】
・ 研修	☐ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。その際、事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ◆平18厚労令34第126条第4項 ◎ 前段は、従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 また、後段は、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。◆平18解職通知第3の2の2の3（6）③準用		内部研修実施状況確認・記録の有・無 （実施日時、参加者、配布資料 等）
ハラスメント対策	☐ 事業者は、適切な特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ◆平18厚労令34第126条第5項 ◎ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。◆平18解職通知第3の1の4（22）⑥準用 イ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発		ハラスメント対策の実施 【 有 ・ 無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 ｂ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（資本金が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるに当たっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。		カスタマーハラスメント対策の実施 【 有 ・ 無 】
20 業務継続計画の策定等	□ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。◆平18厚労令34第3条の30の2第1項準用 □ 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。◆平18厚労令34第3条の30の2第2項準用 ◎ 業務継続計画の策定等 ◆平18解職通知第3の5の4（12）準用 ① 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して特定施設入居者生活介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施に当たっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。 ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるもの	適・否	業務継続計画の有・無 【感染症 有・無】 【非常災害 有・無】 ※（減算規定あり） □左記の必要な項目が網羅されているか

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	ではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 ③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ☐ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。◆平18厚労令34第3条の30の2第3項準用		研修の開催 年2回以上必要 実施日 年 月 日 年 月 日 新規採用時の研修の有無【有・無】 訓練の実施 年2回以上必要 実施日 年 月 日 年 月 日 見直しの頻度
21 協力医療機関等	☐ 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。◆平18厚労令34第127条第1項 ◎ 利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 ◆平18解職通知第3の6の3（13）② ◎ 協力医療機関は、指定地域密着型特定施設から近距離にあることが望ましい。◆平18解職通知第3の5/4（10）①準用 ☐ 協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか。◆平18厚労令34第127条第2項 ① 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ② 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	適・否	協力医療機関名 () 協力歯科医療機関名 () 上記医療機関との契約書【有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	◎ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の入居者の病状の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めなければならない。 連携する医療機関は、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟（200床未満）を持つ医療機関等の在宅医療を支援する地域の医療機関（以下、在宅療養支援病院等）と連携を行うことが想定される。なお、令和6年度診療報酬改定において新設される地域包括医療病棟を持つ医療機関は、前述の在宅療養支援病院等を除き、連携の対象として想定される医療機関には含まれないため留意すること。◆平18解職通知第3の5の4（10）②準用 □ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った福知山市長に届出を行っているか。◆平18厚労令34第127条第3項 ◎ 協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入居者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届け出ることを義務づけたものである。届出については、別紙3によるものとする。協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やか指定権者に届け出ること。◆平18解職通知第3の5の4（10）③準用 □ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。◆平18厚労令34第127条第4項 ◎ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の入居者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしたものである。 取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後）において、指定認知症対応型共同生活介護事業者の入居者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。◆平18解職通知第3の5の4（10）④準用 □ 協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。◆平18厚労令34第127条第5項 ◎ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、第3項で定められた入居者の急変時等における対応の確認と合わせ、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものである。協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、協力医療機関のように日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めるを行うことが望ましい。 ◆平18解職通知第3の5の4（10）⑤準用 □ 利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めているか。◆平18厚労令34第127条第6項		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	☐ あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくように努めているか。 ◆平18厚労令34第127条第7項 ☒ 協力歯科医療機関は、指定地域密着型特定施設から近距離にあることが望ましい。◆平18解釈通知第3/5/4 (10) ①準用		
22 非常災害対策	☐ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。◆平18厚労令34第32条第1項準用 ☐ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底しているか。◆平18解釈通知第3の2の2 ⑧ 準用 ☐ 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをしているか。 ◆平18解釈通知第3の2の2 ⑧ 準用 ☐ 防火管理者又は防火管理についての責任者を置いているか。 ☒ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所においてはその者に行わせること。 また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。◆平18解釈通知第3の2の2 ⑧ 準用 ☐ 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。◆平18厚労令34第32条第2項準用	適・否	消防計画 【有・無】 風水害に関する計画 【有・無】 地震に関する計画 【有・無】 訓練実施記録の確認 （年2回以上実施か） 【実施日】 年 月 日 年 月 日 防火管理者 氏名 _____ 講習修了証 【有・無】
23 衛生管理等	☐ 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 ◆平18厚労令34第33条第1項準用 ☐ 感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じているか。◆平18厚労令34第33条第2項準用 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 ☒ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。◆平18解釈通知第3の5の4 (13) ①イ準用 ☒ インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、関係通知等に基づき、適切な措置を講じているか。◆平18解釈通知第3の5の4 (13) ①ロ準用 ☒ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。 ◆平18解釈通知第3の5の4 (13) ①ハ準用 ☒ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	適・否	マニュアル 【有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	◆平18解新通知第3の5の4 (13) ②準用 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 おおむね6月に1回開催が必要 開催日 年 月 日 年 月 日 感染対策担当者名 指針の有・無 研修開催状況 （年2回以上） 年 月 日 年 月 日 新規採用時の研修の有無 【 有 ・ 無 】 訓練実施状況 （年2回以上） 年 月 日 年 月 日
24 掲示	□ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。◆平18厚労令34第3条の32第1項準用 □ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも	適・否	掲示【有・無】 苦情対応方法の掲示【有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。◆平18厚労令34第3条の32第2項準用 □ 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 ◆平18厚労令34第3条の32第3項準用 ◎ 運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものである。また、原則として、重要事項を当該事業者のウェブサイトに掲載しなければならないことを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。なお、事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うに当たり、次に掲げる点に留意する必要がある。 ◆平18解職通知第3の1の4（25）①準用 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ハ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の44各号に掲げる基準に該当する事業所（※）については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第32条第3項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第1項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第2項や居宅基準第217条第1項の規定に基づく措置に代えることができること。 ※ 前年の1月～12月において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円以下の事業所		ウェブサイト掲載の有無 【 有 ・ 無 】
25 秘密保持等	□ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。◆平18厚労令34第3条の33第1項準用 □ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。 ◆平18厚労令34第3条の33第2項準用 ◎ 従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。 ◆平18解職通知第3の1の4（26）②準用 ※ 予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。 □ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。◆平18厚労令34第3条の33第3項準用 ◎ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。 ◆平18解職通知第3の1の4（26）③準用	適・否	従業者への周知方法 就業規則等確認 講じた措置の内容 同意文書確認
26 広告	□ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所についての広告は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適・	パンフレット等内容 【 適 ・ 否 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	◆平18厚労令34第3条の34準用	否	
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	☐ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。◆平18厚労令34第3条の35準用	適・否	
28 苦情処理	☐ 提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ◆平18厚労令34第3条の36第1項準用 ☒ 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、第3の一の3の(24)の①に準ずるものとする。◆平18解釈通知第3の1の4(28)①準用 ☐ 苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録しているか。 ◆平18厚労令34第3条の36第2項準用 ☒ 苦情の内容等の記録は、2年間保存しているか。 ☒ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うこと。 ◆平18解釈通知第3の1の4(28)②準用 ☐ 提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の36第3項準用 ☐ 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しているか。◆平18厚労令34第3条の36第4項準用 ☐ 提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平18厚労令34第3条の36第5項準用 ☐ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。◆平18厚労令34第3条の36第6項準用	適・否	マニュアル 【有・無】 苦情受付窓口 【有・無】 苦情相談窓口、処理体制・手順等の掲示 【有・無】 苦情記録 【有・無】 市町村調査 【有・無】 直近年月日 _____ 国保連調査 【有・無】 直近年月日 _____
29 地域との連携等	☐ 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（「運営推進会議」）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。◆平18厚労令34第34条第1項準用 ☒ 地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。◆平18解釈通知第3の2の2(Ⅱ)①準用 ☒ 運営推進会議の効率化や、事業所間ネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。 イ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。	適・否	過去 1 年間の運営推進会議開催回数 回中 会議録 回分有 利用者等 回出席 地域住民 回出席 市職員又は地域包括支援センター職員 回出席

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	□ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。 また、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、１年度に開催すべき運営推進会議の開催の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと。◆平18解職通知第3の2の2 ⑩ ①準用 □ 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録を作成し、公表しているか。◆平18厚労令34第34条第2項準用 □ 地域の住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。◆平18厚労令34第34条第3項準用 □ 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。◆平18厚労令34第34条第4項準用 ◎ 「市町村が実施する事業」には、企業相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。◆平18解職通知第3の1の4 (29) ④準用		合同開催 □ 回 合同開催同意に係る議事録の記載【有・無】 会議録の公表方法： _____
30 事故発生時の対応	□ 利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。◆平18厚労令34第3条の38第1項準用 ◎ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。◆平18解職通知第3の1の4 (30) ①準用 □ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。◆平18厚労令34第3条の38第2項準用 □ 利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。◆平18厚労令34第3条の38第3項準用 ◎ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有していることが望ましいこと。◆平18解職通知第3の1の4 (30) ②準用 ◎ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。◆平18解職通知第3の1の4 (30) ③準用	適・否	マニュアル 【有・無】 事故記録 【有・無】 事例分析できているか 【適・否】 事故(市報告対象事故) □ 件中 市事故報告済み □ 件 損害賠償事例 【有・無】 賠償保険加入 【有・無】 保険名：
31 虐待の防止	□ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。◆平18厚労令34第3条の38の2準用 一 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ◎ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実	適・否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。◆平18解釈通知第3の5の4（14）準用 ・ 虐待の未然防止 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、本主眼事項第1の1の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・ 虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号） 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評		虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無 【有・無】 開催日 年 月 日

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	価に関すること ② 虐待の防止のための指針（第2号） 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号） 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号） 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		虐待の防止のための指針の有無 【有・無】 ☐ 左記の必要な項目が網羅されているか 虐待の防止のための研修（年2回以上必要） 年 月 日 年 月 日 新規採用時の虐待の防止のための研修の有無 【 有 ・ 無 】 担当者名 【 】
32 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	☐ 当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しているか。◆平18厚労令34第86条の2準用 ◎ 本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。 また、本委員会は、定期的に開催することが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意したうえで、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。 あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者	適・否	令和9年3月31日までは努力義務となる（経過措置）

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。◆平18解職通知第3の4の4（20）準用		
33 会計の区分	□ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、その事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。◆平18厚労令34第3条の39準用 ◎（会計の区分の）具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。◆平18解職通知第3の1の4（32）準用 ※ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平24老高発0329第1号） ※ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平13老振発第18号） ※ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平12老計第8号）	適・否	事業別決算【有・無】
34 記録の整備	□ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 ◆平18厚労令34第128条第1項 □ 利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ◆平18厚労令34第128条第2項 ア 地域密着型特定施設サービス計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 委託業務の実施状況の結果等の記録 オ 市町村への通知に係る記録 カ 苦情の内容等の記録 キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ク 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録 ◎ 「その完結の日」とは、上記アからウまで及びオからキまでの記録については、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日、上記エの記録については指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について確認した日、上記クの記録については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。 平18解職通知第3の6の3（16）	適・否	左記①から⑧の記録【有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
35 電磁的記録等	□ 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存 その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（本主眼事項第4の2及び5並びに次に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ◆平18厚労令34第183条第1項 ◎ 電磁的記録について ◆平18解釈通知第5の1 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、居宅基準第217条第1項及び予防基準第293条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 □ 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 ◆平18厚労令34第169条第1項 ◎ 電磁的方法について ◆平18解釈通知第5の2 (1) 電磁的方法による交付は、基準第3条の7第2項から第6項まで及び予防基準第11条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 (4) その他、基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働	適・否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		
第 5 変更の届出等 ＜法第78条の5＞	□ 事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条の13で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を福知山市長に届け出ているか。	適・否	
第 6 介護給付費の算定及び取扱い 1 基本的事項 ＜法第42条の2第2項＞	□ 事業に要する費用の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。◆平18厚労告126の1 ◎ ただし、事業者が事業所ごとに所定単位数よりも低い単位数を設置する旨を事前に福知山市に届け出た場合はこの限りではない。 ◆平12老企39 □ 事業に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。◆平18厚労告126の2 ◎ 1単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合（別表2）を乗じて得た額とする。 □ 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。◆平18厚労告126の3	適・否	【割引の有・無】 あれば割引率と条件確認 福知山市：その他 10.00円
1-1 通則 (1) 入所日数の数え方	□ 原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含んでいるか。◆平18留意事項第20の1(2) ◎ ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設又は介護保険施設（以下「介護保険施設等」という。）の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものの間で、利用者等が一の介護保険施設等から退所等をしたその日に他の介護保険施設等に入所等する場合については、入所等の日は含み、退所等の日は含まれない。 ◎ 介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の医療保険適用病床又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における医療保険適用病床であって当該介護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものに入院する場合は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。	適・否	同一敷地内の介護保険施設等の場合 同一敷地内の病院等の場合
(2) 常勤換算法	□ 暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てる。 なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなす。◆平18留意事項第20の1(4)	適・否	育休や短時間勤務制度等を利用している従業員がいる場合の常勤（換算）は、通知やQ&Aどおりか
(3) 新設、増減床の場合の利用者数	□ 人員基準欠如及び夜勤を行う職員の員数の算定に関しては、 ① 新設又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数等は、<u>新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者数等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過して</u>	適・否	【該当の有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	いる場合は、直近 1 年間における全利用者等の延数を 1 年間の日数で除して得た数としているか。 ② 減床の場合には、減床後の実績が 3 月以上あるときは、減床後の延利用者数等を延日数で除して得た数としているか。 ◆平 18 留意事項第 2 の 1 (7)		
(4) サービス種類相互の算定関係	□ 利用者が地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間に、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。）が算定されていないか。 ◆平 18 留意事項第 2 の 7 (1) ① ◎ ただし、地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えない。 例えば、入居している月の当初は地域密着型特定施設入居者生活介護を算定し、引き続き入居しているにも関わらず、月の途中から地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて居宅サービスを算定するようなサービス利用は、居宅サービスの支給限度基準額を設けた趣旨を没却するため、認められない。◆平 18 留意事項第 2 の 7 (1) ① ◎ 入居者に対して提供すべき介護サービス（地域密着型特定施設入居者生活介護の一環として行われるもの）の業務の一部を、当該地域密着型特定施設の従業者により行わず、外部事業者に委託している場合（例えば、機能訓練を外部の理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師きゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限る。）に委託している場合等）には、当該事業者が外部事業者に対して委託した業務の委託費を支払うことにより、その利用者に対して当該サービスを利用させることができる。この場合には、当該事業者は業務の管理及び指揮命令を行えることが必要である。 ◆平 18 留意事項第 2 の 7 (1) ②	適・否	【 算定の有・無 】 介護業務の一部の委託 【有・無】 （有の場合）業務管理及び指揮命令を行うことができるか 【適・否】
2 算定基準 (1) 地域密着型特定施設入居者生活介護費	□ 指定地域密着型特定施設において、指定地域密着型特性施設入居者生活介護を行った場合に、入居者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。◆平 18 厚労省 126 別表 64 注 1 ◎ なお、入居者の外泊の期間中は地域密着型特定施設入居者生活介護は算定できない。◆平 18 留意事項第 2 の 7 (1)	適・否	外泊中の算定 【有・無】
(2) 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費	□ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費について、厚生労働大臣が定める施設基準（注）に適合するものとして福知山市長に届け出た指定地域密着型特定施設において、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。◆平 18 厚労省 126 別表 60 注 2 注 厚生労働大臣が定める施設基準 ◆平 27 厚労省 96 第 35 号 (1) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について 3 年以上の経験を有すること。 ◎ 上記の要件は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者に求められる要件であるので、新たに開設された地域密着型特定施設など指定を受けた日から起算した期間が 3 年に満たない地域密着型特定施設であっても、上記に掲げる指定居宅サービスなどの運営について 3 年以上の経験を有している事業者が運営する地域密着型特定施設であれば、短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定することができる。 ◆平 18 留意事項第 2 の 7 (2) ②	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	(2) 当該指定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等（定員が1人であるものに限る。）を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護を受ける入居者（利用者）の数は、1又は当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。 <i>H24Q&A Vol. 1 問104（抜粋）※特定施設入居者生活介護QA</i> 入院中に入居者のために居室を確保しているような場合であっても、入院中に入居者の同意があれば、家具等を別の場所に保管するなど、当該入居者のプライバシー等に配慮を行った上で、その居室を短期利用で利用することは差し支えない。この場合、1つの居室において、入院中に入居者と短期利用特定施設入居者生活介護の利用者の双方から家賃相当額を徴収することは適切ではないため、入院中に入居者から家賃相当額を徴収するのではなく、短期利用特定施設入居者生活介護の利用者から家賃相当額を徴収する旨、料金表等に明記しておく必要がある。 (3) 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。 (4) 家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領しないこと。 ◎ 権利金その他の金品の受領禁止の規定に関しては、短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護を受ける入居者のみならず、当該地域密着型特定施設の入居者に対しても適用されるものである。◆平18留意事項第2の7(2)③ (5) 介護保険法による勧告及び命令、老人福祉法による命令、社会福祉法による命令又は高齢者の居住の確保に関する法律の規定による指示を受けた場合にあっては、これを受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。		
3 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定	□ 看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合（人員基準欠如）は、別に厚生労働大臣が定めるところにより減算（所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数）しているか。◆平18厚労告126別表0イ注1、ロ注2、平12厚労告27第9号 □ 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いているか（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）。 ◎ この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第二位以下を切り上げるものとする。 ◆平18留意事項第2の1(8)② □ 看護・介護職員の人員基準欠如について、以下のとおり取り扱っているか。◆平18留意事項第2の1(8)③ イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されているか。 ロ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されているか。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
4 身体拘束未実施減算	□ 地域密着型特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準（注）を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10を所定単位数から減算しているか。 ◆平18厚労告126別表6イ注3 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95第60号の4 指定地域密着型サービス基準第118条第5項及び第6項に規定する基準（身体拘束等を行う場合の記録）に適合していないこと。 ◎ 身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、地域密着型サービス基準第73条第6項の記録（同条第5項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第7項に規定する措置を講じていない場合に、入居者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を福知山市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を福知山市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。 ◆平18留意事項第2の5（3）準用 <i>H30Q&A Vol. 5 問3（H30Q&A Vol. 1 問87準用）</i> 施行以後、最初の身体拘束廃止に係る委員会を開催するまでの3月の間に指針等を整備する必要があるため、それ以降に減算を提供する。	適・否	【 減算の有・無 】 現に身体拘束が行われている事例があれば記録確認
5 高齢者虐待防止措置未実施減算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1を所定単位数から減算しているか。◆平18厚労告126別表6イ注4 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95第60号の5 指定地域密着型サービス等基準第129条において準用する指定地域密着型サービス等基準第3条の38の2に規定する基準（虐待の防止に係る措置）に適合していること。 ◎ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、施設において高齢者虐待が発生した場合ではなく、地域密着型サービス基準第3条の38の2に規定する措置を講じていない場合に、入居者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を福知山市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を福知山市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。 ◆平18留意事項第2の2（5）準用	適・否	【 減算の有・無 】
6 業務継続計画未策定減算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3を所定単位数から減算しているか。◆平18厚労告126別表6イ注5 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95第60号の6 指定地域密着型サービス等基準第129条において準用する指定地域密着型サービス等基準第3条の30の2第1項に規定する基準（業	適・否	【 減算の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	務継続計画の策定等）に適合していること。 ◎ 業務継続計画未策定減算については、指定地域密着型サービス基準第3条の30の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該施設の入居者全員について、所定単位数から減算することとする。◆平18留意事項第2の3の2（5）準用 R6Q&A Vol. 1 問164 ・ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。 ・ なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。		
7 入居継続支援加算	□ 特定施設入居者生活介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合するものとして福知山市長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき掲げる所定単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、サービス提供体制強化加算を算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平18厚労告126別表6イ注6 (1) 入居継続支援加算（Ⅰ） 36単位 (2) 入居継続支援加算（Ⅱ） 22単位 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95第42の3 イ 入居継続支援加算（Ⅰ） (1)又は(2)のいずれかに適合し、かつ、(3)及び(4)のいずれにも適合すること。 (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の15以上であること。 (2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の100分の15以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 (一) 尿道カテーテル留置を実施している状態 (二) 在宅酸素療法を実施している状態 (三) インスリン注射を実施している状態 (3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法（指定居宅サービス等基準第二条第八号に規定する常勤換算方法又は指定地域密着型サービス基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。）で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、次に掲げる基準のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。 (一) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を複数種類使用していること。 (二) 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント（入居者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）及び入居者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。 (三) 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 - a 入居者の安全及びケアの質の確保 - b 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 - c 介護機器の定期的な点検 - d 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修 (4) 人員基準欠如に該当していないこと。 □ 入居継続支援加算（Ⅱ） (1)又は(2)のいずれに適合し、かつ、(3)に掲げる基準に適合すること。 (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の5以上であること。 (2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の100分の5以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 (一) 尿道カテーテル留置を実施している状態 (二) 在宅酸素療法を実施している状態 (三) インスリン注射を実施している状態 (3) イ(3)及び(4)に該当するものであること。 ◎ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合については、届出日の属する月の前4月から前々月までの3月間のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出すること。また、届出を行った月以降においても、毎月において前4月から前々月までの3月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要である。これらの割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。 ◆平18留意事項第2の7(6)① ◎ 上記については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び次のいずれかに該当する者の占める割合を算出する場合においても同様である。◆平18留意事項第2の7(6)② - a 尿道カテーテル留置を実施している状態 - b 在宅酸素療法を実施している状態 - c インスリン注射を実施している状態 ただし、入居者の医療ニーズを踏まえた看護職員によるケアを推進するという加算の趣旨から、この算定を行う場合においては、事業所に常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めておかなければならない。 ◎ 当該加算の算定を行うために必要となる介護福祉士の員数を算出する際の利用者数については、平18留意事項通知第2の1(6)の②を準用すること。また、介護福祉士の員数については、届出日の属する月の前3月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値が、必要な人数を満たすものでなければならない。さらに、届出を行った月以降においても、毎月において直近3月間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要であり、必要な人数を満たさなくなった場合は、直ちに届出を提出しなければならない。◆平18留意事項第2の7(6)③ ◎ 必要となる介護福祉士の数が常勤換算方法で入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上である場合においては、次の要件を満たすこと。◆平18留意事項第2の7(4)⑤		

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
	イ 「業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を複数種類使用」とは、以下に掲げる介護機器を使用することであり、少なくとも a から c までは掲げる介護機器は使用することとする。その際、a の機器は全ての居室に設置し、b の機器は全ての介護職員が使用すること。 a 見守り機器 b インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する I C T 機器 c 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資する I C T 機器 d 移乗支援機器 e その他業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器 介護機器の選定に当たっては、事業所の現状の把握及び業務面において抱えている課題の洗い出しを行い、業務内容を整理し、従業者それぞれの担うべき業務内容及び介護機器の活用方法を明確化した上で、洗い出した課題の解決のために必要な種類の介護機器を選定すること。 ロ 介護機器の使用により業務効率化が図られた際、その効率化された時間は、ケアの質の向上及び職員の負担の軽減に資する取組に充てること。 ケアの質の向上への取組については、幅広い職種の者が共同して、見守り機器やバイタルサイン等の情報を通じて得られる入居者の記録情報等を参考にしながら、適切なアセスメントや入居者の身体の状態等の評価等を行い、必要に応じ、業務体制を見直すこと。 ハ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下「委員会」という。）は3月に1回以上行うこと。委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応していること。 また、委員会には、管理者だけでなく実際にケアを行う職員を含む幅広い職種や役割の者が参画するものとし、実際にケアを行う職員の意見を尊重するよう努めることとする。 ニ 「入居者の安全及びケアの質の確保」に関する事項を実施すること。具体的には次の事項等の実施により利用者の安全及びケアの質の確保を行うこととする。 a 介護機器から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を入居者の状態把握に活用すること。 b 介護機器の使用に起因する施設内で発生したヒヤリ・ハット事例等の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。 ホ 「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」に関する事項を実施すること。具体的には、実際にケアを行う介護福祉士を含めた介護職員に対してアンケートやヒアリング等を行い、介護機器の導入後における次の事項等を確認し、人員配置の検討等が行われていること。 a ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えているかどうか b 1日の勤務の中で、職員の負担が過度に増えている時間帯がないかどうか c 休憩時間及び時間外勤務等の状況 ヘ 日々の業務の中で予め時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設けること。また、介護機器のメーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。 ト 介護機器の使用法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。この場合の要件で入居継続支援加算を取得する場合において		

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
	ては、3月以上の試行期間を設けることとする。入居者の安全及びケアの質の確保を前提にしつつ、試行期間中から委員会を設置し、当該委員会において、介護機器の使用後の人員体制とその際の職員の負担のバランスに配慮しながら、介護機器の使用にあたり必要な人員体制等を検討し、安全体制及びケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、届出をすること。なお、試行期間中においては、通常の入居継続支援加算の要件を満たすこととする。 届出に当たり、都道府県等が当該委員会における検討状況を確認できるよう、当該委員会の議事概要を提出すること。また、介護施設のテクノロジー活用に関して、厚生労働省が行うケアの質や職員の負担への影響に関する調査・検証等への協力に努めること。		
8 生活機能向上連携加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合するものとして福知山市長に届け出た指定地域密着型特定施設において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。◆平18厚労告126別表6イ注7 (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位 (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95第42の4 イ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定特定施設（指定居宅サービス等基準第七十四条第一項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準第九十九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第三十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）又は指定介護老人福祉施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 □ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定特定施設、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ◎ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） ◆平18留意事項第2の3の2（12）①準用 イ 指定訪問リハビリテーションの事業所、指定通所リハビリテーションの事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）が、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同して、アセスメント、利用者の身体等の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。 この場合の、「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、若しくは介護医療院であること。 ロ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法を調整するものとする。 ハ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえて策定することとし、当該利用者の意欲向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型特定施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。 二 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。 ホ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じ		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	て当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 - 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、３月ごとに１回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族（以下このホにおいて「利用者等」という。）に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明していること。 - また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応していること。 ヘ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。 ト 生活機能向上連携加算（Ⅰ）は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。 ◎ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） ◆平18留意事項第2の3の2（12）②準用 イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。 ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について - 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 - 理学療法士等は、３月ごとに１回以上指定短期入所生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。 ハ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）ハ、ニ及びヘによること。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。		
9 個別機能訓練加算	□ 地域密着型特定施設入居者生活介護費について、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等（※）を１名以上配置しているものとして福知山市長に届け出た指定地域密着型特定施設におい	適・否	【 算定の有・無 】 機能訓練指導員名

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	て、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算（Ⅰ）として、1日につき12単位を加算しているか。また、個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算（Ⅱ）として、1月につき20単位を所定単位数に加算しているか。 （短期利用は算定不可）◆平18厚労告126別表6イ注8 ※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限る。） 平成18年4月Q&A（vol.3）問15 当該加算は、機能訓練指導員の配置と共に、個別に計画を立て、機能訓練を行うことを評価することとしたものであり、通所介護サービスにおいては実施日、（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスにおいては入所期間のうち機能訓練実施期間中において当該加算を算定することが可能である。 ◎ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定する。◆平18留意事項第2の7(8)① ◎ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者を1名以上配置して行うものであること。◆平18留意事項第2の7(8)② ◎ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価を行っているか。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型特定施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる。◆平18留意事項第2の7(8)③ 平成18年4月Q&A（vol.3）問15 具体的なサービスの流れとして、「多職種が協同して、利用者ごとにアセスメントを行い、目標設定、計画の作成をした上で、機能訓練指導員が必要に応じた個別機能訓練の提供を行い、その結果を評価すること」が想定される。また、行われる機能訓練の内容は、各利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練を計画されたい。 ◎ 開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録しているか。利用者に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。◆平18留意事項第2の7(8)④		（ ） 常勤専従：適・否 資格証：有・無 加算算定者全員の計画 【有・無】 共同による計画作成 【適・否】 開始時、3か月ごとに 1回以上の計画説明 （説明記録があるか） 【適・否】 計画に基づく訓練実施 を記録で確認できるか ・実施時間 ・訓練内容 ・担当者 等 【適・否】 記録は利用者ごとに保 管され、常に従業者が閲 覧できる状況か 【適・否】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	◎ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるか。◆平18留意事項第2の7(8)⑤ ◎ 厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）」（以下「L I F E」という。）を用いて行うこととする。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）を参照されたい。サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（P D C Aサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。◆平18留意事項第2の7(8)⑥ H30Q & A Vol. 1 問32 はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる要件となる、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験」については、要件にある以上の内容については細かく規定しないが、当然ながら、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導員として実際に行う業務の頻度・内容を鑑みて、十分な経験を得たと当該施設の管理者が判断できることは必要である。 H30Q & A Vol. 1 問33 はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有することの確認は、例えば、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導に従事した事業所の管理者が書面でそれを証していることを確認すれば、確認として十分である。 R3Q & A Vol. 5 問4 「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）においてお示しをしているとおり、評価等が算定要件において求められるものについては、それぞれの加算で求められる項目（様式で定められた項目）についての評価等が必要である。 ただし、同通知はあくまでもL I F Eへの提出項目をお示したものであり、利用者又は入所者の評価等において各加算における様式と同一のものを用いることを求めるものではない。		L I F Eへの提出 【有 ・ 無】
10 A D L維持等加算	□ 特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定特定施設において、利用者に対して特定施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平18厚労告126別表6イ注9 (1) A D L維持等加算（Ⅰ） 30単位 (2) A D L維持等加算（Ⅱ） 60単位	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考								
	注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95第16の2 イ A D L維持等加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（(2)において「評価対象利用期間」という。）が6月を超える者をいう。以下この号において同じ。）の総数が10人以上であること。 (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）においてA D Lを評価し、その評価に基づく値（以下「A D L値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 (3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L値から評価対象利用開始月に測定したA D L値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「A D L利得」という。）の平均値が1以上であること。 ロ A D L維持等加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。 (2) 評価対象者のA D L利得の平均値が2以上であること。 ◎ A D L維持等加算について ◆平18留意事項第2の7(9) ① A D Lの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行うものとする。 ② 大臣基準告示第16号の2イ(2)における厚生労働省へのA D L値の提出は、L I F Eを用いて行うこととする。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（P D C Aサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。 ③ 大臣基準告示第16号の2イ(3)及びロ(2)におけるA D L利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L値から、評価対象利用開始月に測定したA D L値を控除して得た値に、次の表の左欄の評価対象利用開始月に測定したA D L値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。◆平18留意事項第2の7(9)③ <table><tr><td>A D L値が0 以上25 以下</td><td>2</td></tr><tr><td>A D L値が30 以上50 以下</td><td>2</td></tr><tr><td>A D L値が55 以上75 以下</td><td>3</td></tr><tr><td>A D L値が80 以上100 以下</td><td>4</td></tr></table> ④ 上記においてA D L利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、A D L利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び下位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を除く利用者（以下この(9)において「評価対象利用者」という。）とする。 ⑤ 加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして福知山市長に届け出ている場合は、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とする。 ⑥ 令和6年度については、令和6年3月以前よりA D L維持等加	A D L値が0 以上25 以下	2	A D L値が30 以上50 以下	2	A D L値が55 以上75 以下	3	A D L値が80 以上100 以下	4		L I F Eへの提出 【有 ・ 無】
A D L値が0 以上25 以下	2										
A D L値が30 以上50 以下	2										
A D L値が55 以上75 以下	3										
A D L値が80 以上100 以下	4										

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	算(Ⅱ)を算定している場合、A D L 利得に関わらず、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月に限り算定を継続することができる。		
11 夜間看護体制加算	□ 別に厚生労働大臣が定める施設基準（注）に適合するものとして福知山市長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平18厚労告126別表6イ注10 (1) 夜間看護体制加算（Ⅰ） 18単位 (2) 夜間看護体制加算（Ⅱ） 9単位 注 厚生労働大臣が定める施設基準 ◆平27厚労告96第36号 イ 夜間看護体制加算（Ⅰ） (1) 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 (2) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 (3) 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 ロ 夜間看護体制加算（Ⅱ） (1) イ(1)及び(3)に該当するものであること。 (2) 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 ◎ 夜間看護体制加算について ◆平18留意事項第2の7(10) ① 夜間看護体制加算（Ⅰ）を算定する場合の、「夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上」とは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（以下、「病院等」という。）の看護師又は准看護師が、当該病院等の体制に支障を来すことなく、特定施設において夜勤又は宿直を行う場合についても、当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えない。 また、特定施設と同一建物内に病院等が所在している場合、当該病院等の体制に支障を来すことなく、当該病院等に勤務する看護師又は准看護師が、特定施設において夜勤又は宿直を行った場合と同等の迅速な対応が可能な体制を確保していれば、同様に当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えない。 ② 夜間看護体制加算（Ⅱ）を算定する場合の、「24時間連絡体制」とは、地域密着型特定施設内で勤務することを要するものではなく、夜間においても施設から連絡でき、必要な場合には地域密着型特定施設からの緊急の呼出に応じて出勤する体制をいうものである。具体的には以下のとおり。 イ 地域密着型特定施設において、管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議のうえ、夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め（指針やマニュアル等）の整備がなされていること。 ロ 管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議のうえ、看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化（どのようなことが観察されれば看護職員に連絡するか）がなされていること。 ハ 地域密着型特定施設内研修等を通じ、介護・看護職員に対して、イ及びロの取り決めが周知されていること。 ニ 地域密着型特定施設の看護職員とオンコール対応の看護職員が異なる場合には、電話やFAX等により利用者の状態に関	適・否	【 算定の有・無 】 □常勤の看護師（准看不可） 氏名： 看護に係る責任者（ ） □24時間連絡体制 ①指針・マニュアル【適・否】 ②観察項目の標準化【適・否】 ③研修による①②の周知【適・否】 ④看護職員間の引継【適・否】 □重度化対応指針【有・無】 本指針の利用者等への説明・同意【適・否】

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
	する引継を行うとともに、オンコール体制終了時にも同様の引継を行うこと。		
12 若年性認知症入居者受入加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定地域密着型特定施設において、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。）に対して指定地域密着型特定施設サービスを行った場合は、若年性認知症入居者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。 ◆平18厚労告126別表6イ注11 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95第42号の5 受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること。 ◎ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。◆平18留意事項第3の2（16）準用	適・否	【 算定の有・無 】 担当者（介護職員）確認
13 協力医療機関連携加算	□ 地域密着型特定施設入居者生活介護費について、指定地域密着型特定施設において、協力医療機関（指定地域密着型サービス基準第127条第1項に規定する協力医療機関をいう。）との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、協力医療機関連携加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を加算しているか。 ◆平18厚労告126別表6イ注12 (1) 当該協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第127条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合 100単位 (2) (1)以外の場合 40単位 ◎ 協力医療機関連携加算について ◆平18留意事項第2の7（12） ① 高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する観点から、入居者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入居者の病歴等の情報共有や急変時における対応の確認等を行う会議を定期的に開催することを評価するものである。 ② 会議では、特に協力医療機関に対して診療の求めを行うこととなる可能性が高い入居者や新規入居者を中心に情報共有や対応の確認等を行うこととし、毎回の会議において必ずしも入居者全員について詳細な病状等を共有しないこととしても差し支えない。 ③ 協力医療機関が指定地域密着型サービス基準第127条第2項第1号及び第2号に規定する要件を満たしている場合には(1)の100単位、それ以外の場合には(2)の40単位を加算する。(1)について、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該要件を満たす場合には、それぞれの医療機関と会議を行う必要がある。(1)を算定する場合において、指定地域密着型サービス基準第127条第3項に規定する届出として当該要件を満たす医療機関の情報を福知山市長に届け出ていない場合には、速やかに届け出ること。 ④ 「会議を定期的に開催」とは、概ね3月に1回以上開催されている必要がある。ただし、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該事業所の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、概ね6月に1回以上開催することで差し支えないこととする。 なお、協力医療機関へ診療の求めを行う可能性の高い入居者がいる場合においては、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましい。 ⑤ 会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコ	適・否	【 算定の有・無 】 情報提供（月1回以上） 【適・否】 情報提供に対する利用者同意 【有・無】 サービス提供が14日未満でないか 【適・否】 左記期間・提供情報の定め【有・無】 看護職員による利用者ごとの健康状況の継続的な記録 【有・無】 医師の情報受領の確認 【有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	コミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ⑥ 本加算における会議は、指定地域密着型サービス基準第127条第3項に規定する、入居者の病状が急変した場合の対応の確認と一体的に行うこととしても差し支えない。 ⑦ 看護職員は、前回の情報提供日から次回の情報提供日までの間において、指定地域密着型サービス基準第122条に基づき、利用者ごとに健康の状況について随時記録すること。 ⑧ 会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。		
14 口腔衛生管理体制加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合する指定地域密着型特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき30単位を加算しているか。 ◆平18厚労告126別表6イ注13 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95第68号 イ 事業所又は施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。 ロ 通所介護費等の算定方法（平12厚労27）第5号に規定する基準（定員超過・人員基準欠如）のいずれにも該当しないこと。 ◎ 口腔衛生管理体制加算について ◆平18留意事項第2の6（19）準用 ① 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該事業所における利用者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の利用者の口腔ケア計画をいうものではない。また、「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ② 「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」には、以下の事項を記載すること。 イ 当該事業所において利用者の口腔ケアを推進するための課題 ロ 当該事業所における目標 ハ 具体的方策 ニ 留意事項 ホ 当該事業所と歯科医療機関との連携の状況 ヘ 歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。） ト その他必要と思われる事項 ③ 医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。 R 3 Q & A Vol. 3 問80	適・否	【 算定の有・無 】 以下について、記録で確認できるか □ 歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言、指導の状況確認（月1回以上か） □ 「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」を作成しているか □ 「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」に左記イ～トが記載されているか □ 歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間外の時間での助言・指導であるか

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	口腔衛生の管理体制に関する管理計画の立案は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による技術的助言及び指導に基づき行われるが、技術的助言及び指導を行う歯科医師は、協力歯科医療機関の歯科医師に関わらず、当該施設の口腔衛生の管理体制を把握している歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士を想定している。 R3 Q&A Vol. 3 問83 （月の途中で退所、入院又は外泊した場合や月の途中から入所した場合の取扱い）入院・外泊中の期間は除き、当該月において1日でも当該施設に在所した入所者について算定できる。		
15 口腔・栄養スクリーニング加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合する指定地域密着型特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、1回につき20単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。（短期利用は算定不可）◆平18厚労告126別表6イ注14 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95第42号の6次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ハ 通所介護費等算定方法第五号、第七号から第九号まで、第十九号、第二十一号及び第二十二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。 ◎ 口腔・栄養スクリーニング加算について ◆平18留意事項第2の7（14） ① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、入居者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。 ② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、入居者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。ただし、イのg及びhについては、入居者の状態に応じて確認可能な場合に限り評価を行うこと。 なお、口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）を参照するとともに、口腔スクリーニングの実施に当たっては、「入院（所）中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」（令和6年3月日本歯科医学会）等の関連学会が示す記載等も参考にされたい。 イ 口腔スクリーニング a 開口ができない者	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	b 歯の汚れがある者 c 舌の汚れがある者 d 歯肉の腫れ、出血がある者 e 左右両方の奥歯でしっかりかみしめることができない者 f むせがある者 g ぶくぶくうがいができない者 h 食物のため込み、残留がある者 □ 栄養スクリーニング a BMI が18.5未満である者 b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 d 食事摂取量が不良（75%以下）である者		
16 退院・退所時連携加算	□ 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定地域密着型特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、1日につき、30単位を加算しているか。 30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に当該地域密着型特定施設に再び入居した場合も同様とする。◆平18厚労告126別表6ハ注 ◎ 退院・退所時連携加算について ◆平18留意事項第2の7（15） ① 当該利用者の退院又は退所に当たって、当該医療提供施設の職員と面談等を行い、当該利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、地域密着型特定施設サービス計画を作成し、地域密着型特定施設サービスの利用に関する調整を行った場合には、入居日から30日間に限って1日につき、30単位を加算する。 当該面談等は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ② 当該施設における過去の入居及び短期利用特定施設入居者生活介護の関係 退院・退所時連携加算は、当該入居者が過去3月間の間に、当該地域密着型特定施設に入居したことがない場合に限り算定できることとする。 当該地域密着型特定施設の短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護を利用していた者が日を空けることなく当該地域密着型特定施設に入居した場合については、退院・退所時連携加算は入居直前の短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護の利用期間を30日から控除して得た日数に限り、算定できることとする。 ③ 30日を超える医療提供施設への入院・入所後に再入居した場合は、退院・退所時連携加算が算定できることとする。 <i>H30Q&A Vol. 1 問68</i> 医療提供施設を退院・退所して、体験利用を挟んで特定施設に入居する場合は、当該体験利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定できる。 <i>H30Q&A Vol. 1 問69</i> 医療提供施設と特定施設との退院・退所時の連携については、面談によるほか、文書（FAXも含む。）又は電子メールにより当該利用者に関する必要な情報を受けること。	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
	H30Q & A Vol. 1 問70 退院・退所時の医療提供施設と特定施設との連携の記録については、特に指定しないが、居宅介護支援の「退院・退所に係る様式例」を参照のこと。		
17 看取り介護加算	□ 別に厚生労働大臣が定める施設基準（注1）に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定地域密着型特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者（注2）について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算（Ⅰ）として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算しているか。 ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。◆平18厚労告126別表6ニ注1 □ 別に厚生労働大臣が定める施設基準（注1）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者（注2）について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算（Ⅱ）として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき572単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき644単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき1,180単位を、死亡日については1日につき1,780単位を死亡月に加算しているか。 ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、看取り介護加算（Ⅰ）を算定している場合又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。◆平18厚労告126別表6ニ注2 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準 ◆平27厚労告96第24号イ準用 イ 看取り介護加算（Ⅰ） (1) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 (2) 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議のうえ、当該指定地域密着型特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 (3) 看取りに関する職員研修を行っていること。 □ 看取り介護加算（Ⅱ） (1) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上であること。 (2) イ(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。 注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 ◆平27厚労告94第42号 次のイからハまでのいずれにも適合している利用者 イ 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ロ 医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けたうえで、同意している者を含む。）であること。 ハ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携のもと、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意したうえで介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意したうえで介護を受けている者を含む。）であること。	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	◎ 看取り介護加算について ◆平18留意事項第2の7（16） ① 看取り介護加算は、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等（以下「利用者等」という）に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるよう支援することを主眼として設けたものである。 ② 地域密着型特定施設は、利用者に提供する看取り介護の質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、看取り介護を実施する体制を構築するとともに、それを強化していくことが重要であり、具体的には、次のような取組が求められる。 イ 看取りに関する指針を定めることで施設の看取りに対する方針等を明らかにする（Plan）。 ロ 看取り介護の実施に当たっては、当該利用者に係る医師の診断を前提にして、介護に係る計画に基づいて、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるよう支援を行う。（Do） ハ 多職種が参加するケアカンファレンス等を通じて、実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行う。（Check） ニ 看取りに関する指針の内容その他看取り介護の実施体制について、適宜、適切な見直しを行う。（Action） なお、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、看取り介護の改善のために、適宜、家族等に対する看取り介護に関する報告会並びに利用者等及び地域住民との意見交換による地域への啓発活動を行うことが望ましい。 ③ 質の高い看取り介護を実施するためには、多職種連携により、利用者等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努めることが不可欠である。具体的には、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、看取り介護を実施するに当たり、終末期にたどる経過、施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについて、利用者等の理解が得られるよう継続的な説明に努めることが重要である。 加えて、説明の際には、利用者等の理解を助けるため、利用者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供すること。 ④ 看取り介護の実施に当たっては、管理者を中心として、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議のうえ、看取りに関する指針が定められていることが必要であり、同指針に盛り込むべき項目としては、例えば、以下の事項が考えられる。 イ 当該地域密着型特定施設の看取りに関する考え方 ロ 終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方 ハ 地域密着型特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 ニ 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む。） ホ 利用者等への情報提供及び意思確認の方法 ヘ 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式 ト 家族への心理的支援に関する考え方 チ その他看取り介護を受ける利用者に対して地域密着型特定施設の職員が取るべき具体的な対応の方法 ⑤ 看取りに関する指針に盛り込むべき内容を、施設基準第36号において準用する第23号ハに規定する重度化した場合における対応に係る指針に記載する場合は、その記載をもって看取り指針の作		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	成に代えることができるものとする。 ⑥ 看取り介護の実施に当たっては、次に掲げる事項を介護記録等に記録するとともに、多職種連携を図るため、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による適切な情報共有に努めること。 イ 終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録 ロ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録 ハ 看取り介護の各プロセスにおいて把握した利用者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録 ⑦ 利用者等に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。 また、利用者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来所が見込まれないような場合も、医師、生活相談員、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、利用者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っていると思われる場合には、看取り介護加算の算定は可能である。 この場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、利用者の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず地域密着型特定施設への訪所がなかった旨を記載しておくことが必要である。 なお、家族が利用者の看取りについて共に考えることは極めて重要であり、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、連絡を取ったにもかかわらず訪所がなかったとしても、継続的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要である。 ⑧ 看取り介護加算は、利用者等告示第42号に定める基準に適合する看取り介護を受けた利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて30日を上限として、地域密着型特定施設において行った看取り介護を評価するものである。 死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合でも算定可能であるが、その際には、当該地域密着型特定施設において看取り介護を直接行っていない退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができない。（したがって、退居した日の翌日から死亡日までの期間が45日以上あった場合には、看取り介護加算を算定することはできない。） なお、看取り介護に係る計画の作成及び看取り介護の実施に当たっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。 ⑨ 地域密着型特定施設を退居等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、地域密着型特定施設に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、利用者が退居等する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。 ⑩ 地域密着型特定施設は、退居等の後も、継続して利用者の家族への指導や医療機関に対する情報提供等を行うことが必要であり、利用者の家族、入院先の医療機関等との継続的な関わりの中で、利用者の死亡を確認することができる。 なお、情報の共有を円滑に行う観点から、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に対して本人の状態を伝えることについて、退去等の際、利用者等に対して説明をし、文書にて同意を得ておく必要である。		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	⑪ 利用者が入退院をし、又は外泊した場合であって、当該入院又は外泊期間が死亡日以前45日の範囲内であれば、当該入院又は外泊期間を除いた期間について、看取り介護加算の算定が可能である。 ⑫ 入院若しくは外泊又は退所の当日について看取り介護加算を算定できるかどうかは、当該日に所定単位数を算定するかどうかによる。 ⑬ 看取り介護加算（Ⅱ）を算定する場合の「夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上」については、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（以下この⑬において「病院等」という。）の看護師又は准看護師が、当該病院等の体制に支障を来すことなく、特定施設において夜勤又は宿直を行う場合についても、当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えない。 また、特定施設と同一建物内に病院等が所在している場合、当該病院等の体制に支障を来すことなく、当該病院等に勤務する看護師又は准看護師が、特定施設において夜勤又は宿直を行った場合と同等の迅速な対応が可能な体制を確保していれば、同様に当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えない。		
18 退去時情報提供加算	□ 利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供したうえで、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り、250単位を算定しているか。 ◆平18厚労告126別表6本注 ◎ 退去時情報提供加算について◆平18留意事項第2の6（13）準用 ① 入居者が退所退居して医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して、入居者を紹介するに当たっては、別紙様式9の文書に必要な事項を記載のうえ、当該医療機関に交付するとともに、交付した文書の写しを介護記録等に添付すること。 ② 入居者が医療機関に入院後、当該医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院する場合には、本加算は算定できない。	適・否	【 算定の有・無 】
19 認知症専門ケア加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注1）に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定地域密着型特定施設が、別に厚生労働大臣が定める者（注2）に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ◆平18厚労告126別表6へ注 (1) 認知症ケア専門加算（Ⅰ） 3単位 (2) 認知症ケア専門加算（Ⅱ） 4単位 注1 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95第3号の5 イ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 施設における入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、施設における対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 当該施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行っていること。	適・否	【 算定の有・無 】 利用者総数_____人 自立度Ⅲ以上の者_____人 ※診断書・主治医意見書による確認が原則 勤務表【適・否】 リーダー研修等修了証【適・否】 開催頻度_____ごと 会議記録【有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	□ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イの基準のいずれにも適合すること。 (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (3) 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 注2 厚生労働大臣が定める者 ◆平27厚労告94第43号 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 ◎ 認知症専門ケア加算について ◆平18留意事項第2の7（18） ① 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する入居者を指すものとする。 ② 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」、及び認知症看護に係る適切な研修を指すものである。 ③ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ④ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものである。		指導者研修修了証【適・否】 介護従業者数____人 研修計画____人分有 研修記録【有・無】 日常生活自立度の判定結果等のサービス計画書への記載【有・無】
20 科学的介護推進体制加算	□ 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。 ◆平18厚労告126別表6ト注 (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2) 必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画（指定地域密着型居宅サービス基準第119条第1項に規定する地域密着型特定施設サービス計画をいう。）を見直すなど、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定地域密着型特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ◎ 科学的介護推進体制加算について ◆平18留意事項第2の3の2（21）準用 ① 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに注24に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。 ② 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務	適・否	LIFEへの提出【有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 ③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。 イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。 ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。 ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。 ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。 ④ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。		
21 高齢者施設等感染対策向上加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして、福知山市長に届け出た指定特定施設において、利用者に対して特定施設入居者生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ◆平18厚労告126別表6チ注 (1) 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）・・・10単位 (2) 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）・・・5単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告94第60号の7 イ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 (2) 指定地域密着型サービス等基準第127条第1項本文に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この号において『協力医療機関等』という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 (3) 診療報酬の算定方法別表第1医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算（以下「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算（以下「外来感染対策向上加算」という。）に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 ◎ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）について ◆平18醫務事項第2の6（22）準用 ① 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価するものであること。	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	② 高齢者施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に1回以上参加し、指導及び助言を受けること。院内感染対策に関する研修又は訓練については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表の区分番号A 234-2に規定する感染対策向上加算（以下、感染対策向上加算という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号A 000に掲げる初診料の注11及び再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関する研修、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスを対象とする。 ③ 指定地域密着型サービス基準第108条により準用する第33条第2項に基づき、介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関等における研修又は訓練の内容を含めたものとする。 ④ 指定地域密着型サービス基準第105条第4項において、指定認知症対応型共同生活介護事業所は、入居者が新興感染症に感染した際に、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしており、加算の算定に当たっては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の要否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限る。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。 ⑤ 季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に高齢者施設等において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。特に新型コロナウイルス感染症については、「高齢者施設等における医療機関との連携体制等にかかる調査の結果について（令和5年12月7日付事務連絡）」のとおり新型コロナウイルス感染症の対応を行う医療機関との連携状況等を調査しており、引き続き感染者の対応が可能な医療機関との連携体制を確保していること。 注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告94第60号の7 □ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。 ◎ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について ◆平18第2項第2の6（23）準用 ① 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）は、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、少なくとも3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に、月1回算定するもの。 ② 実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うことが想定される。 ③ 指定地域密着型サービス基準第108条により準用する第33条第2項に基づき、介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関による実地指導の内容を含めたものとする。		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
22 新興感染症等施設療養費	□ 指定特定施設が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症（注）に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行ったうえで、特定施設入居者生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として240単位を算定しているか。 ◆平18厚労告126別表6リ注 注 別に厚生労働大臣が定める感染症 ※ 令和6年4月時点においては指定している感染症はない。 ◎ 新興感染症等施設療養費について ◆平18留意事項第2の6（24）準用 ① 新興感染症等施設療養費は、新興感染症のパンデミック発生時等において、事業所内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者の療養を施設内で行うことを評価するものである。 ② 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定する。令和6年4月時点においては、指定している感染症はない。 ③ 適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底、ゾーニング、コホーティング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」を参考とすること。	適・否	【 算定の有・無 】 ※ 令和6年4月時点においては指定している感染症はない。
23 生産性向上推進体制加算	□ 特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして、福知山市長に届け出た指定特定施設において、利用者に対して特定施設入居者生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平18厚労告126別表6ヌ注 (1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）・・・100単位 (2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）・・・10単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告94第37号の3準用 イ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 (一) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 (二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (三) 介護機器の定期的な点検 (四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 (2) (1)の取組及び介護機器の活用に業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 (3) 介護機器を複数種類活用していること。 (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 (5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	□ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)に適合していること。 (2) 介護機器を活用していること。 (3) 事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。 ◎ 生産性向上推進体制加算の内容については、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」）を参照すること。 ◆平18留意事項第2の5（19）準用		
24 サービス提供体制強化加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定地域密着型特定施設が利用者に対し指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平18厚労告126別表6ル注 (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位 (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位 (3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95第61号 イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 当該施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (二) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (2) 提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。 (3) 人員基準欠如に該当していないこと。 ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 当該施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 (2) 人員基準欠如に該当していないこと。 ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 当該施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (二) 当該施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 (三) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 人員基準欠如に該当していないこと。 ◎ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。 ただし、前年度の実績が6月に満たない施設（新たに事業を開始し、又は再開した施設を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者につ	適・否	【 算定の有・無 】 前年度（3月除く）の平均で割合を算出 【 上記算出結果記録の有・無 】 年度（4月～翌2月）の左記割合数値を3月に確認の上、翌年度加算算定の可否を決定できているか。（不可の場合は速やかに届出要） ※ 前年度実績6か月 ない場合は前3月平均 （ 月～ 月） ○（Ⅰ） 介護職員の総数 人 介福の数 人 割合 % 10年以上勤続者 人 割合 % ○（Ⅱ） 介護職員の総数 人 介福の数 人 割合 % ○（Ⅲ） 直接処遇職員の総数 人 7年以上勤続者 人 割合 % 前3月の実績により

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	いては、4月日以降届出が可能となるものであること。 なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。 ◆平18留意事項第2の2(20)④準用 ◎ 上記ただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。 ◆平18留意事項第2の2(20)⑤準用 ◎ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。 ◆平18留意事項第2の2(20)⑥準用 ◎ 勤続年数の算定に当たっては、当該施設における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 ◆平18留意事項第2の2(20)⑦準用 ◎ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。 ◆平18留意事項第2の7(17)② ◎ 提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組については、サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的として、事業所として継続的に行う取組を指すものとする。 ◆平12老企40第2の7(24)③ (例) ・ L I F Eを活用したPDCAサイクルの構築 ・ I C T・テクノロジーの活用 ・ 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 ・ ケアに当たり、居室の定員が2以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること実施に当たっては、当該取組の意義・目的を職員に周知するとともに、適時のフォローアップや職員間の意見交換等により、当該取組の意義・目的に則ったケアの実現に向けて継続的に取り組むものでなければならない。 H21Q&A Vol. 1 問5 同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であつて、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。 ただし、グループ法人については、たとえば理事長等が同じであったとしても、通算はできない。 H21Q&A Vol. 1 問6 産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。		届出を行った場合、毎月継続的に割合を維持しているか確認
25 介護職員等処遇改善加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、福知山市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ◆平12厚告19別表67注 ※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）	適・否	【 算定の有・無 】 □ 処遇改善加算（Ⅰ） □ 処遇改善加算（Ⅱ） □ 処遇改善加算（Ⅲ） □ 処遇改善加算（Ⅳ）

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考										
	主眼事項第 6－2～24により算定した単位数に下記「表 1」の加算率を乗じた単位数 表 1 加算率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定施設入居者生活介護</th><th>加算率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）</td><td>12.8%</td></tr> <tr> <td>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）</td><td>12.2%</td></tr> <tr> <td>介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）</td><td>11.0%</td></tr> <tr> <td>介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）</td><td>8.8%</td></tr> </tbody> </table> 注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95第62号 「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 6 年 3 月 15 日付け老発0315 第 2 号厚生労働省老健局長通知）」 イ 介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。） （Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業者負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、福知山市長に届け出ていること。 (3) 処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について福知山市長に届け出ること。 (4) 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員等の処遇改善に関する実績を福知山市長に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前 1 2 月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる①から⑧までの要件を全て満たすこと。 ※ 処遇改善加算（Ⅱ）については⑦の要件、処遇改善加算（Ⅲ）については⑥及び⑦の要件、処遇改善加算（Ⅳ）については⑤から⑦までの要件を満たさなくても算定することができる。また、いずれの加算区分においても、②の要件は、処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかの算定以前に介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という。）又は令和 6 年度中の経過措置区分として、令和 7 年 3 月 31 日まで算定することが可能であった処遇改善加算（Ⅴ）(2)、(4)、(7)、(9)若しくは(13)を算定していた事業所については適用しない。 （月給による賃金改善） ① 処遇改善加算Ⅳの加算額の 2 分の 1 以上を基本給又は決ま	特定施設入居者生活介護	加算率	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	12.8%	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	12.2%	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	11.0%	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	8.8%		□ 雇用契約書を確認 □ 処遇改善計画書を確認 □ 賃金改善の根拠規程（賃金規程等）を確認 □ 計画書の内容の職員周知方法を確認 □ 処遇改善実績報告書の確認 年度最終の加算支払月の翌々月の末日までに実績報告書を提出 （例：加算を算定する最後のサービス提供月が 3 月の場合、5 月支払となるため、2 か月後の 7 月末となる） □ 労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等を確認
特定施設入居者生活介護	加算率												
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	12.8%												
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	12.2%												
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	11.0%												
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	8.8%												

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
＜①月額賃金改善要件Ⅰ＞ ＜②月額賃金改善要件Ⅱ＞ ＜③キャリアパス要件Ⅰ＞ （職員周知） ＜④キャリアパス要件Ⅱ＞ （職員周知） ＜⑤キャリアパス要件Ⅲ＞	って毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てること。 （旧ベースアップ等加算相当の賃金改善） ② 令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間において、新規に処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定する場合には、令和7年度においては、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加するため、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施していること。 （任用要件・賃金体系の整備等） ③ 次の(一)から(三)までを全て満たすこと。 (一) 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 (二) (一)に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。 (三) (一)及び(二)の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 （研修の実施等） ④ 次の(一)及び(二)を満たすこと。 (一) 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 (二) (一)について、全ての介護職員に周知していること。 （昇給の仕組みの整備等） ⑤ 次の(一)及び(二)を満たすこと。 (一) 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。 a 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。 b 資格等に応じて昇給する仕組み 介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 (二) (一)の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 （改善後の年額賃金要件） ⑥ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の		※③④⑤については令和7年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、令和7年度当初から要件を満たしたことからして差支えない。 ☐ 職員周知方法の確認 ☐ 資質の向上の支援に関する計画を確認 ☐ 職員周知方法の確認 ☐ 就業規則、昇給表等を確認

主眼事項	着 眼 点 等	評 価	備 考
（職員周知） ＜⑥キャリアパス要件Ⅳ＞	賃金の見込額（処遇改善加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上であること（処遇改善加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。 ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合 ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合 （介護福祉士等の配置要件） ⑦ サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、処遇改善加算等を算定する事業所又は併設する本体事業所においてサービス類型ごとにサービス提供体制強化加算、特定事業所加算、入居継続支援加算又は日常生活継続支援加算の各区分の届出を行っていること。 （職場環境等要件） ⑧ 下記「表2」に掲げる職場環境等の改善に係る取組を実施し、その内容（下記「表2」参照）を全ての介護職員に周知すること。 その際、処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合は、下記「表2」の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、処遇改善加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定する場合は、下記「表2」の取組のうち1以上を実施すること。 また、処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合は、下記「表2」の「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち、3以上の取組（うち⑪又は⑫は必須）を実施し、処遇改善加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定する場合は生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組のうち、2以上の取組を実施すること。ただし、生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとし、1法人当たり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は⑭の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。 さらに、処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄で選択すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。		□ 職員周知方法の確認 ※入居継続支援加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又はサービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）のいずれか ※⑧については令和7年度中に取組を行うことを誓約した場合に限り、令和7年度当初から要件を満たしたことで差支えない。 □ 実施した取組内容の確認 □ 介護サービス情報公開システム等の確認
＜⑦キャリアパス要件Ⅴ＞			
＜⑧職場環境等要件＞			
（職場環境等の改善に係る取組の見える化）	□ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ(7)の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑦の要件を満たさなくても算定することができる。 ハ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ(7)の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑥及び⑦の要件を満たさなくても算定することができる。 二 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合するとともに		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考																																				
	イ(7)の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑤から⑦までの要件を満たさなくても算定することができる。 ※ 当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。 表 2 職場環境等要件 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">入職促進に向けた取組</td><td>①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化</td></tr> <tr> <td>②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</td></tr> <tr> <td>③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）</td></tr> <tr> <td>④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施</td></tr> <tr> <td rowspan="4">資質の向上やキャリアアップに向けた支援</td><td>⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等</td></tr> <tr> <td>⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</td></tr> <tr> <td>⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入</td></tr> <tr> <td>⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保</td></tr> <tr> <td rowspan="4">両立支援・多様な働き方の推進</td><td>⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備</td></tr> <tr> <td>⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備</td></tr> <tr> <td>⑪有給休暇が取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取組目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めたうえで、取組状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている</td></tr> <tr> <td>⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている</td></tr> <tr> <td rowspan="4">腰痛を含む心身の健康管理</td><td>⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実</td></tr> <tr> <td>⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</td></tr> <tr> <td>⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施</td></tr> <tr> <td>⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</td></tr> <tr> <td rowspan="8">生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組</td><td>⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている</td></tr> <tr> <td>⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している</td></tr> <tr> <td>⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている</td></tr> <tr> <td>⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている</td></tr> <tr> <td>㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入</td></tr> <tr> <td>㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入</td></tr> <tr> <td>㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。</td></tr> <tr> <td>㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施</td></tr> <tr> <td rowspan="4">やりがい・働きがいの醸成</td><td>㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</td></tr> <tr> <td>㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施</td></tr> <tr> <td>㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</td></tr> <tr> <td>㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供</td></tr> </tbody> </table>	区分	内容	入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	⑪有給休暇が取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取組目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めたうえで、取組状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている	腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施	⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている	⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している	⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている	⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている	㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入	㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入	㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。	㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施	やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供		
区分	内容																																						
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化																																						
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築																																						
	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）																																						
	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施																																						
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等																																						
	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動																																						
	⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入																																						
	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保																																						
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備																																						
	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備																																						
	⑪有給休暇が取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取組目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めたうえで、取組状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている																																						
	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている																																						
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実																																						
	⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施																																						
	⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施																																						
	⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備																																						
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている																																						
	⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している																																						
	⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている																																						
	⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている																																						
	㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入																																						
	㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入																																						
	㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。																																						
	㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施																																						
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善																																						
	㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施																																						
	㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供																																						
	㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供																																						

主眼事項	着 眼 点 等							評価	備考								
	表 3 加算（Ⅰ）～（Ⅳ）の算定要件																
	①月額賃金 要件Ⅰ 新加算Ⅳの 1/2以上の 月額賃金改 善	②月額賃金 要件Ⅱ 旧べア加算相 当の2/3以 上の新規の 月額賃金	③キャリアパス 要件Ⅰ 任用要件・ 賃金体系の 整備等	④キャリアパス 要件Ⅱ 研修の 実施等	⑤キャリアパス 要件Ⅲ 昇給の仕組 みの整備等	⑥キャリアパス 要件Ⅳ 改善後の賃 金要件 (440万円1 人以上)	⑦キャリアパス 要件Ⅴ 介護福祉士 の配置要件	⑧職場環境等要件									
								区分ごとに1 以上の取組 (生産性向 上は2以上)	区分ごとに2 以上の取組 (生産性向 上は3以上)	HP掲載等を 通じた見える 化 (取組内容 の具体的記 載)							
								Ⅰ	○	(○)	○	○	○	○	—	○	○
								Ⅱ	○	(○)	○	○	○	—	—	○	○
								Ⅲ	○	(○)	○	○	○	—	—	○	—
								Ⅳ	○	(○)	○	○	—	—	—	○	—
※（○）は令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ満たす必要がある要件																	